

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 17 日

近畿経済産業局長 信谷 和重 殿

太子町長 沖汐 守彦

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

近年、太子町の人口は横ばいで推移しており、令和2年国勢調査の結果では、約34千人となっている。年齢別の人口を年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)に分類すると、太子町の年少人口率は14.5%と、兵庫県内で最も高く、全国の平均値と比べても、高い状況にあるものの、令和2年度と平成27年度の年齢別人口を比較すると、年少人口、生産年齢人口が減少傾向にあり、その一方で、老年人口の増加が続いていることから、少子高齢化が緩やかながら進行している状況といえる。

一方、産業面においては、製造業や卸売・小売業、サービス業を主要産業としており、従業者数は約13千人、事業所数は平成13年をピークに減少傾向にある。雇用者の産業大分類の内訳は、男女ともに第2次、第3次産業が約99%を占めている。

今後、少子高齢化及び人口減少の進行に伴う人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的向上を図り、太子町の地域経済の発展を促進させる必要がある。

(2) 目標

本計画策定により、地域経済を支える産業の振興を図り、事業所数の減少へ歯止めをかけ、地域に魅力ある多様な就業の機会を創出し、地域経済の発展を目指す。

そのために、本計画期間2年間で、町内事業所数約1,200社の約1%にあたる、12社の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

太子町の産業全体の活性化を図り、地域経済の発展を実現させるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備については、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の目的で設置される設備(全量売電設備であって土地に自立して設置するもの等)については、主たる業務の労働生産性の向上に直接寄与しないことから対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

太子町における産業全体の活性化を図り、地域経済の発展を実現させるため、町内全て

の地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

太子町における産業全体の活性化を図り、地域経済の発展を実現させるため、町内全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。